

国保財政の健全化に向け

町では、被保険者のみなさんの健康を守り、安心して生活できるように、国保財政の健全化に取り組んでいます。

国保の医療費を抑えるために、これまで左記の3点の施策を重点的に実施し、病気の早期発見と早期治療、病気にかからないための健康づくりを推進してきました。

- ① 特定健診・保健指導の充実（病気の早期発見・メタボの予防）
- ② 短期人間ドック受診への助成（個々に合った健康診査）
- ③ 健康づくり事業（水中ウォーキング教室・各種健康事業等）

こうした施策は、直ちに医療費の削減につながるものではありませんが、継続的に実施していきます。このほか、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進を図り、医療費の適正化に努めていきます。

また、国保税収納率の向上を図るため、町民サービスセンターで土・日曜日・祝日も含め、午後7時15分まで収納窓口を開設しているほか、納め忘れない口座振替納付の推進や、平成23年度課税分よりコンビニ収納、クレジット納付を開始しました。

国保はみんなの問題です

国保財政と医療については、国保被保険者だけの問題ではありません。現在職場の健康保険などに加入している方も、ほとんどの方が、退職後に国保に加入することになります。このため、国保財政を健全に運営することは、町全体の課題といえます。

国保財政の健全化について、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険被保険者証は7月末まで有効です

国民健康保険被保険者証の有効期限は「平成24年7月31日」になっています。現在お使いいただいている保険証を引き続きお使いください。

国民健康保険被保険者証	有効期限 記号 横芝光町	平成24年7月31日 番号 ●●●●●●●●
氏名 ●●●●●●	見本	性別 ●
生年月日 資格取得年月日 交付年月日 世帯主氏名 住所	平成●●年●●月●●日 平成●●年●●月●●日 平成●●年●●月●●日	有効期限 平成24年3月31日 ↓ 平成24年7月31日
一部負担金の割合 3割	千葉県山武郡横芝光町宮川●●●●●●番地	保険者番号 1211053

国民健康保険高齢受給者証は4月に更新です

70歳から74歳の方には、「被保険者証」と「高齢受給者証」が交付されていますが、有効期限は3月31日までとなっています。4月からの高齢受給者証は、3月中旬に郵送しますので、ご確認をお願いします。

また、現在高齢受給者証の負担割合が1割の方の負担割合が2割に引き上げられる予定でしたが、4月からも2割と変わらずに引き続き1割に据え置かれます。

※3割負担いただく方（現役並みの所得者）は除きます。

社会保険など職場の健康保険に加入された方へ

社会保険など職場の健康保険に加入された場合は、国保の資格喪失手続きが必要となります。

手続きが遅れると、新しく加入した健康保険などと、保険料が二重払いになることがありますので、ご注意ください。

◎手続きに必要なもの

- ・ 社会保険など職場の健康保険から交付された被保険者証
- ・ 国民健康保険の被保険者証
- ・ 印かん

学校に通うため、家族と離れて他市町村に住むとき

就学中の方の保険証が必要な場合は、手続きをお願いします。

- ◎手続きに必要なもの
- ・ 在学証明書（4月1日以降に発行されたもの）
- ・ 印かん

※卒業したときは、住所地の国保に加入することになりますので、手続きをお願いします。

次ページへ